

調査基準価格見直し対応を

地方公共団体に改善要請

国交省・総務省

国土交通省と総務省は3日、地方公共団体に対して、低入札価格調査基

準価格の見直しを含む公共工事の入札契約手続き改善策を要請した。同省が3月末に策定した「地域建設業の振興に係る緊急対策」を踏まえたもの。

今年度から見直した調査基準価格は平均2%程度引き上がる見通しであり、自治体に対しても算定方式の改訂等を促した。

さらに建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できる施策を改めて呼びかけた。

低入札価格調査基準価格は、価格設定範囲の枠を予定価格の70%～90%（従来3分の2以下～85%）に、算定式の現場管理費の計上比率を70%（従来60%）へ見直した。

これにより、基準価格の最頻ラインは現行よりも2%程度上がるとみられる。

地方公共団体に対しては今回の見直し内容を踏まえて適切な調査基準価

格を設定して、適正価格での契約促進につなげる。

更なる導入拡大が求められる市区町村の総合評価は都道府県に設置している第三者機関の活用な

ど、発注者相互の協力を促進。発注体制の不十分な自治体は工事実績など定量的な評価項目で構成する特別簡易型総合評価の適用を求めた。

競争性と品質確保に向けては、地域要件など適切な競争参加条件の整備を実施。資金繰り対策関係では材料費など上限4割の前払い金支払い、地域建設業経営強化融資制度の早期導入、既済部分検査や工事請負代金の支払い手続き迅速化に努めるよう促した。

調査基準価格見直しを歓迎

「時宜得た対策」と評価

長会長
会協会
建協
全工
沼山
浅葉

国土交通省が公表した「低入札価格調査基準価格の見直し」を受けて

3日、建設業界団体の会長らがコメントを公表した。対策を評価するとともに、今回の実現に携わった自由民主党品確

者に感謝の意を示した。

全国建設業協会の浅沼健一会長は、品質確保や建設企業の経営維持・改善等に不可欠な適正価格の確立率90%以上の受注が可能で、建設業の健全経営の環境の実現を、これまで各方面に要望してきた

結果、昨年に引き続き「低入札価格調査基準価格が再度見直されることを大々評価」。

「私どもの要望達成に向けて大きく前進したことは、建設業の健全経営のためにも時宜を得たもの」と述べるとともに、

より透明で公正な建設市場の実現に向けて会員とともに努力し続ける姿勢を示した。

日本土木工業協会の葉山莞児会長も談話を公表。国交省が公表した「地域建設業の振興に係る緊急対策」が、危機的な経営環境に直面する建設業界にとって「歓迎すべき

対策であり、必要な対策がスピード感をもって着実に実施されること」に期待感を示した。

特に、昨年に引き続き

見直される調査基準価格は「利益率の低下で企業としての健全な再生が懸念される建設業界にとって時宜を得た対策」と評価。

これを契機に会員に適正な受注活動の徹底を促し、公共工事の品質確保と社会資本整備の充実に努める考えを示した。